

# 食品安全委員会第581回会合議事録

1. 日時 平成27年10月20日（火） 14：00～15：11

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「1,3-ジクロロプロペン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ヘキサコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メパニピリム」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン 1案件

飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて

(農林水産省からの説明)

・農薬 6品目

[1] クレトジム

[4] ピリオフェノン

[2] シメコナゾール

[5] プロヒドロジャスモン

[3] ニテンピラム

[6] プロフェノホス

(厚生労働省からの説明)

・農薬及び動物用医薬品 1品目

フィプロニル

(厚生労働省からの説明)

・肥料・飼料等 1案件

普通肥料の公定規格の改正について

(農林水産省からの説明)

(4) その他

## 4. 出席者

(内閣府)

河野大臣、古川秘書官

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員  
(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長

農林水産省 瀬川農産安全管理課長

農林水産省 近藤畜水産安全管理課課長補佐

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、  
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

## 5. 配付資料

資料1-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<1,3-ジクロロ  
プロペン>

資料1-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ヘキサコナゾ  
ール>

資料1-3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<メパニピリム  
>

資料2-1 食品健康影響評価について

資料2-2 飼料用ゼラチン等に関する規制の見直し(案)

資料2-3 「クレトジム」「シメコナゾール」「ニテンピラム」「ピリオフェノン」  
「プロヒドロジャスモン」「プロフェノホス」及び「フィプロニル」の  
食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料2-4 普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第581回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から山本基準審査課長、農林水産省から近藤畜水産安全管理課課長補  
佐並びに瀬川農産安全管理課長に御出席をいただいております。

なお、本日は河野太郎大臣に御出席をいただいております。

### (1) 河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

○佐藤委員長 早速ではございますけれども、河野大臣から御挨拶をいただきたく、よろ  
しく願います。

○河野大臣 お疲れさまでございます。このたび食品安全の担当大臣を命ぜられました河野太郎でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

私は、初めて96年に衆議院に当選をいたしました。私が最初に手がけた仕事といたしますが、当時話題になっておりました遺伝子組換え食品に表示をするかどうかという議論の真ただ中でございまして、最初に衆議院の消費者問題特別委員会というところに配属をされたものですから、この問題を取り上げました。

当時は、自民党の中で消費者問題とか食品安全というのは余りメジャーではなかったのですけれども、今の岸田文雄外務大臣と二人三脚で、この遺伝子組換えの問題をやらせていただきまして、アメリカの農務省へ乗り込んでいって、安全だというならその表示をちゃんとさせろと、表示をさせないというのだったら、それは、安全でないからさせないのだろうという日本の消費者の疑念を拭い去ることができないから、絶対大丈夫だというなら絶対させろとあって、科学的に本当にその表示が正しいかどうか検証ができるのだったら表示をやっているということになりました。

農務省へ乗り込んでいった日に、元農務省の長官が逮捕されるという、農務省の長官にお目にかかるはずだったのですけれども、ちょっとやんごとなき事情で会えなくなったと言われて、何事かと思ったら、ちょうどそのときに逮捕されていたという、そんな状況の中で農務省でその話をしまして、今でもスーパーマーケットで時々豆腐を見ると、やはりちゃんと表示してあるなというふうに思っております。

そんなこともありまして、とにかく危ないものはそもそも市場には出回らせないし、市場に出回っているものについては、きちんと科学的な知見に基づいて、国民の皆様の健康を最優先に考えるという体制をつくっていかねばいけないということで、あのころはBSEの問題とかいろいろな問題がございました。中国のギョーザでしたか、シューマイでしたかの問題もございましたし、いろいろなことができて、我が国の食品安全に対する体制というのも少しずつ整備されることになりました。

ぜひ、この食品安全委員会におかれましては、科学的な知見に基づいて、的確な評価をしていただきますと同時に、やはりそれを国民の皆様に理解していただくというのが大事でございますので、しっかりとした科学的な評価と同時に、なるべく分かりやすいコミュニケーションというのをとっていただきまして、国民の皆様に、ともすれば難しいことを分かりやすく、ああ、それはこういうことなのだ、そういう判断をしていただけるようにコミュニケーションしていかねばならないと思っております。

担当大臣として、コミュニケーションの最前線にはしっかり立ってまいりたいと思いますので、ぜひ科学的なバックアップを、食品安全委員会の皆様、そして専門の皆様には、お願いをしたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識のもと、科学に

基づき中立公正に食品の安全性に関するリスク評価を行っております。これからも国民の皆様への御期待に応えられるように努めてまいりたいと思います。

河野大臣には、今お話しの中にもございましたように、私どものリスク評価が円滑に行われることや、あるいは科学的情報を国民に分かりやすく伝えるということなどにお力添えをいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にご置きます食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思いますが、先週、欧州食品安全機関、いわゆるEFSAとの間で新たな協力覚書を締結いたしましたので、この場をかりて、関連のことも含め、簡単に報告させていただきたいと思います。

EFSAとは、既に2009年に協力覚書を締結しておりましたが、さらなる連携強化に向けて覚書の内容を深化して改定する運びとなり、先週、イタリア・ミラノにおいてEFSAが開催した第2回科学会議に参加する機会に合わせて締結してまいりました。

なお、協力覚書についてはEFSA以外とも締結を進めており、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）とは、本年5月のガスパール長官の来日を機に検討を進め、9月に山添委員が欧州毒性学会出席のためポルトガルを訪問した際に、協力覚書の締結を行いました。

また、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）との間でも、今月5日にフランス、バルス首相の来日に合わせて協力覚書を締結しております。

このように、今後ますます海外機関との連携を強化していくことが重要であると考えております。

それでは、議事に戻りたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は7点ございます。

資料1-1から資料1-3が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-1が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料2-2が「飼料用ゼラチン等に関する規制の見直し」。

資料2-3が「『クレトジム』『シメコナゾール』『ニテンピラム』『ピリオフェノン』『プロヒドロジャスモン』『プロフェノホス』及び『フィプロニル』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」。

資料2-4が「普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について」でございます。

不足の資料等ございますでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基

づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬3品目に関する食品健康影響評価でございます。本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 それでは、私から報告させていただきます。

お手元の資料1-1から1-3、農薬3品目でございますので、3つの資料に基づきまして報告をさせていただきます。

まず最初の品目についてです。資料1-1を御覧ください。

最初、表紙のページでございますけれども、1,3-ジクロロプロペンについてでございます。本剤は殺虫剤として用いられるものでございます。

本剤の審議の経過につきまして、5ページをお開きいただいて、紹介をさせていただきます。既にこの品目につきましては1度評価書を作成しております、今回、5ページの冒頭でございますとおり、第2版ということで、適用拡大に関する要請事項説明を2015年2月に受けました。その後、農薬専門調査会評価第二部会を中心に審議を行いまして、本年9月8日の第576回の本委員会におきまして、その審議結果を報告し、了承を得たところでございます。それを踏まえまして、翌日9月9日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ってきたものになります。

この意見・情報の募集の結果につきましては、この資料の一番最後の1ページ、一番後ろの1枚紙でございますけれども、お開きください。資料1-1の一番最後のページにな

ります。右肩に「参考」と書いてございますが、9月9日から10月8日までの30日間、募集を行いましたところ、この3.に記載がございまして、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

この結果を踏まえまして、49ページをお開きいただきたいと思います。戻って恐縮でございます。49ページの下ほどに、専門調査会で審議を行ってきた結果といたしまして、一日摂取許容量としてのADIを0.02 mg/kg 体重/日と設定し、加えて、急性参照用量でございますARfDという値を0.2 mg/kg 体重ということで設定した専門調査会の審議結果及び、先般パブリックコメントをかける前に本委員会で御了解を得ましたこの評価書案につきまして、内容を変更することなく、リスク管理機関にお返ししたいと考えているものでございます。

3品目まとめて説明をさせていただきます。次に、資料1-2を御用意ください。2品目めに関しましては、殺菌剤のヘキサコナゾールになります。

このヘキサコナゾールの審議経過につきまして、3ページをお開きいただいて、御紹介をさせていただきます。3ページの冒頭に書いてございまして審議の経緯のところでございますが、本剤に関しましては、2012年7月に要請事項説明を受けまして、その後、農薬専門調査会評価第三部会を中心に審議を行ってまいりました。そして、ことしの9月8日、先ほどの剤と同じでございますが、第576回の本委員会におきまして、審議結果を報告し、了承を得、その翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ってきたものになります。

この意見・情報の募集の結果につきましては、先ほどと同じように、今御覧の資料1-2の最後のページをお開きいただきたいと思います。最後の1枚のところを書いてございまして、本剤に関しましても、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

この結果を踏まえまして、本剤の結論に関しましては、39ページにお戻りいただきたいと思います。先ほどと同様、中ほどにADIという記載がございまして、一日摂取許容量といたしまして定めました0.0047 mg/kg 体重/日という値、それと、ARfDと書いてございまして、急性参照用量としての0.25 mg/kg 体重、この値及び審議結果につきまして変更することなく、リスク管理機関に通知したいと考えている案件でございます。

最後の1品目に移ります。資料1-3を御覧ください。最初のページにございまして、メパニピリムという農薬でございまして、殺菌剤としての用途がございまして。

本剤の経緯に関しまして、4ページをお開きいただきたいと思います。本剤に関しましては、審議の経緯のところでございますけれども、2010年9月16日に要請事項の説明を受けまして、その後、農薬専門調査会評価第一部会を中心に審議を行ってまいりました。そして、2015年9月8日、第576回の本委員会におきまして、審議結果について御報告し、了承を得、その翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ってきたものになります。

その結果に関しましては、先ほどと同様、この資料の一番最後のページをお開きいただ

きたいと思います。一番最後の1枚紙のところでございます。本剤に関しましても、期間中、寄せられました意見・情報はございませんでした。

したがって、この剤に関します結論といたしましては、52ページにお戻りいただきたいと思いますが、それぞれADIとARfDの値を書いておりますが、一日摂取許容量でございますADIに関しましては0.073 mg/kg 体重/日、ARfD、急性参照用量に関しましては4 mg/kg 体重ということで、この結果をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えている事案でございます。

国民からの意見・情報の募集の結果の報告を含めまして、説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見あるいは御質問がありましたら、お願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 担当として申し上げます。

ただ今の報告のありました1,3-ジクロロプロペン、ヘキサコナゾール及びメパニピリムの3剤につきまして、食品健康影響評価は適正に行われておりまして、それらに基づいて決定されたADI及びARfDは妥当なものというように思います。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

他に何かございますか。9月8日に内容は詳細に御確認して、議論いただいておりますし、パブコメもなかったということで、今の吉田委員からの御発言のようでよろしゅうございますかね。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち1,3-ジクロロプロペンの一日摂取許容量を0.02 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.2 mg/kg 体重と設定する。ヘキサコナゾールの一日摂取許容量を0.0047 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.25 mg/kg 体重と設定する。メパニピリムの一日摂取許容量を0.073 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を4 mg/kg 体重と設定するというところでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関

## からの説明について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料2-1にございますように、農林水産大臣から、10月13日付でプリオン1案件、厚生労働大臣から、10月9日付で農薬6品目、10月9日付で農薬及び動物用医薬品1品目、農林水産大臣から、10月15日付で肥料・飼料等1案件について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、プリオン1案件について、近藤畜水産安全管理課課長補佐から説明をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○近藤畜水産安全管理課課長補佐 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の近藤でございます。本日は、当課課長が別件対応のため代理で説明させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回は、飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて評価依頼をさせていただきます。お手元に配付されております資料2-1と2-2を御用意ください。資料2-1の1、2枚目が今回の見直し案の概要をまとめたもの、2-2が具体的な内容をパワーポイントの資料にまとめさせていただいたものでございまして、本日は、この2-2のパワーポイントの資料に従って説明をさせていただきます。

パワーポイントの資料の1枚目をおめくりください。初めに、飼料におけるゼラチン利用の実態について簡単に御説明させていただきます。

ゼラチンは、主にビタミン剤等の飼料添加物の賦形剤として利用されております。具体的には、ビタミンの補給目的で様々な畜種に利用されるビタミンA、ビタミンD<sub>3</sub>、ビタミンAD<sub>3</sub>などの他に、発色をよくする等の目的で採卵鶏や特に魚に利用されるのですが、カンタキサンチンやアスタキサンチン等の色素、こういったような飼料添加物に利用されております。そのほかのゼラチンは、養魚用飼料のペレットを製造するときの粘結剤として利用されているようなこともございます。

一般的にゼラチンは牛や豚の骨や皮から製造されるのですが、現在、日本国内で流通している飼料用ゼラチンや飼料添加物に含まれるゼラチンは全て皮由来であり、そのほとんどが豚の皮由来となっております。

なお、ゼラチンは他に食品や化粧品等にも使われているのですが、食品等においては、魚の皮や鱗、後は鶏の残渣などもゼラチンの原料として使用されていると聞いております。

次のページをおめくりください。この図は、一般的なゼラチンの製造工程をフローとしてお示ししたものです。ゼラチンは、先ほども申し上げましたとおり、牛や豚の皮や骨から製造されます。皮につきましては、と畜場で牛や豚がと畜された後、剥がされた皮が原皮として流通しております。牛の原皮は皮革業者などにおいて、石灰漬けなどによる脱毛



のような処理が行われた後に、いわゆる皮革製品となる表皮の部分とゼラチンやコラーゲンの原料となる真皮の部分に分割されるという工程がございます。骨につきましては、食肉処理施設から出た骨が骨処理施設などに運ばれて、初めに粉碎されて、熱水で脂を抜く脱脂の処理をされた後、希塩酸によってリン酸カルシウムを除去する脱灰処理が行われ、その後、オseinと呼ばれる中間製品に加工されます。

このように、骨由来ゼラチンの原料としては、骨そのもののほか、粉碎骨あるいはオseinといった中間原料の形で流通しております。これらの皮や骨由来の原料は、その後、希塩酸や希硫酸に12から24時間漬けるいわゆる酸処理、あるいは石灰液に20から50日間漬けるアルカリ処理が行われております。

ここまでの、ゼラチンを抽出するまでの前工程で、この後、ゼラチンが抽出され、ろ過、イオン交換、濃縮等の生成過程を経て、高温殺菌、乾燥の後、製品として出荷されております。

次のページを御覧ください。次に、ゼラチンに関するBSEのリスクについて、これまでの知見を簡単に御説明いたします。

ゼラチンの原料は皮や骨ですが、まず、皮そのものについては異常プリオンたん白質が蓄積しないとされております。想定されるとすれば、表面の汚染などが考えられますが、万が一表面の汚染があった場合でも、と畜段階での洗浄に加えて、脱毛等の処理の工程で表面の汚染は十分に除去されると考えられます。

また、骨についても、骨そのものにはBSEの感染性はございませんが、皮と比較すると、SRMである脊髄あるいは背根神経節等が混入するリスクを考慮する必要がございます。この場合でも、これまでの知見によりまして、さきに述べた脱脂、酸又はアルカリ処理、ろ過、高温殺菌といったゼラチンの一般的な製造工程において、BSEの感染性が十分低減されるということが報告されております。

これらを背景にいたしまして、現在、国際基準であるOIEコードにおいては、皮由来ゼラチンについては貿易上何ら条件を課さない、いわゆる無条件物品とされております。また、牛の骨由来ゼラチンにつきましては、管理されたリスクの国及び不明なリスクの国については、全月齢の頭蓋骨及び30カ月齢超の脊柱を除き、先ほども申し上げました脱脂、酸による脱灰、酸又はアルカリ処理、ろ過、138℃以上で4秒間以上の殺菌の全ての工程、あるいは高压熱処理などの同等以上の効果のある処理を行ったものについて、流通を認めるとしております。

次のページを御覧ください。それでは、資料につきまして、現行の飼料用ゼラチン等の規制がどのようになっているか、マル・バツ表を用いて御説明させていただきます。

このマル・バツ表の上の四角囲みに書いてあるとおり、現行の規制では、全てのほ乳動物の皮及び頭蓋骨と脊柱を除く骨由来のゼラチンについて、その製造工程について事前の審査、大臣確認と呼んでおりますが、この大臣確認を受けた上で、牛などの反すう動物を含む全ての家畜用飼料に利用可能としております。

これをマル・バツ表で示しますと、まず、原料となる動物種につきましては、表の上部にございますように、非反すう動物である豚などに由来するもの、あるいは牛やめん羊、山羊、それ以外のシカ等の反すう動物に由来するものが利用可能である一方で、ほ乳動物ではない家きんや魚に由来する原料は利用できなくなっております。

次に、利用可能な部位に関しましては、表の中の原料の由来の下に皮と書いておりますが、これは非反すう動物、反すう動物ともに利用可能としております。なお、めん山羊の頭部の皮につきましては、現在はSRMとして処分されておりますので、利用できなくなっております。その表の下の骨につきましては、頭蓋骨と脊柱を除く骨が利用可能となっております。

なお、この除かなくてはならない脊柱の範囲には、横突起や尾椎等も含まれております。この利用可能な骨の範囲は、反すう動物、非反すう動物ともに同じ範囲としておりますので、結果的に非反すう動物である豚の頭蓋骨や脊柱も利用不可となっております。

なお、骨の横に注3として書いてございますが、現在、骨由来ゼラチンにつきましては、加圧洗浄、これが脱脂の処理になります。それから、酸による脱灰、アルカリ処理、ろ過、138℃で4秒間の殺菌処理を行うこととしております。この処理条件につきましては、先ほどの説明で、ゼラチンの製造工程には酸処理とアルカリ処理の2種類の処理方法があると申し上げましたが、現行の規制では、アルカリ処理のみを認めているということになります。

1枚おめくりください。少々繰り返してしまおうのですけれども、ここまでの説明をもとに、現行の規制における主な課題についてまとめますと、まず、飼料用ゼラチン等の原料については、BSEの発生リスクに直接関係しないと考えられる非反すう動物由来の頭蓋骨や脊柱、あと、牛の脊柱のうち、SRMではない胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼、尾椎、さらに、家きんや魚の皮、魚の鱗等の魚介由来原料の利用を禁止している一方、原料として利用可能な動物種としてシカを含む全ての反すう動物を認めております。

また、さきにも触れましたとおり、骨由来ゼラチン等の処理条件がOIEコードや、これから述べます動物用医薬品原料における基準と異なっており、リスクの程度に応じた規制の見直しが必要と考えております。

では、次のページを御覧ください。今回、飼料用ゼラチンの規制を見直しすることといたしました背景としては、本年7月に行われました動物用生物由来原料基準の一部改正がございます。これは、国内外のBSEリスクが大きく低下してきた状況に鑑み、最新の科学的知見や食品安全委員会における評価を踏まえ、動物用生物由来原料の原産国、動物種、臓器のリスク分類や処理条件について見直しを行ったものでございます。

ゼラチンは動物用医薬品にも利用されておりますが、その見直しにおきまして、反すう動物由来のゼラチンにつきましては、原産国のBSEステータスにかかわらず、牛の皮と骨に由来するゼラチンを利用可能とするとともに、骨由来ゼラチンの処理条件のうちの長期のアルカリ処理を、OIEコードと同様に、酸又はアルカリ処理に変更しております。

また、動物用生物由来原料として利用可能な反すう動物につきましては、牛とめん山羊に限定する変更を行っております。これは、原料としての利用実態がそもそも牛やめん山羊に限定されていることに加えて、反すう動物であるシカにつきましては、我が国では発生報告はないのですけれども、BSEと同じプリオン病であるシカ慢性消耗性疾患すなわちCWDの感染性に関する科学的知見が乏しいことなどを踏まえての変更ということでございます。さらに、ゼラチン原料という観点では、めん山羊由来のゼラチンの製造実態もないということで、動物用医薬品原料の方では牛由来ゼラチンの要件のみが設定されております。

これらを踏まえまして、現在、動物用医薬品原料に使用可能なゼラチンの条件としては、反すう動物以外に由来するものについては特段の規制がなく、また、反すう動物に由来するものにつきましても、牛の皮に由来するもの、牛の骨については脱脂、酸による脱灰、酸又はアルカリ処理、ろ過、138℃以上4秒間以上の殺菌処理、又はこれと同等以上の処理がなされているものとなっております。

なお、牛の骨につきましては、頭蓋骨と脊柱が利用できない部位となっておりますが、利用できない脊柱の範囲には、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼、尾椎を含まないとされています。

次のページを御覧ください。これらの状況を踏まえまして、今般、BSE感染リスクやその動物用医薬品原料として利用可能なゼラチン原料の条件も考慮して、この表のように規制を見直すことを検討しております。

またこのマル・バツ表を御覧いただきたいのですが、具体的には、まず、利用可能な動物種として家きん及び魚介類を追加します。この表では、表の一番右側「ほ乳動物以外（家きん・魚介類）」と記載しておりますが、具体的な改正におきましては、家きんと魚介類のみを追加したいと考えております。家きん・魚介類以外のほ乳動物以外の動物などについては入らないという意味です。

一方、これまでに述べたプリオン病のリスクなども考えて、使用可能な反すう動物を牛、めん羊、山羊に限定したいと考えております。その結果、そもそも利用実態もございませんが、シカについては、今後は利用不可としたいと考えております。

次に、利用可能な部位につきましては、骨につきましては、豚等の非反すう動物由来の頭蓋骨、脊柱については利用可能とする変更を行い、また、反すう動物由来の骨につきましては、引き続き、頭蓋骨と脊柱を除くものとしたいと考えております。

なお、反すう動物由来の原料のうち牛の脊柱については、除去しなくてはならない脊柱の範囲から、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼、尾椎を除くこととしたいと考えております。この範囲は、動物用医薬品原料のゼラチンの範囲と同じでございます。

また、骨の処理条件につきましては、OIEコードや動物用医薬品原料と同様に、アルカリ処理の部分を酸又はアルカリ処理に変更し、最終的には、加圧洗浄による脱脂、酸による脱灰、酸又はアルカリ処理、ろ過、138℃以上4秒間以上の殺菌の全ての工程か、同等以上

の処理を行うことを条件としたいと考えております。

なお、これらの骨の処理条件につきましては、従来どおり、反すう動物由来の骨、非反すう動物由来の骨の両方に適用いたします。

次のページを御覧ください。最後に、飼料用ゼラチン等に関するリスク管理措置について御説明いたします。図は、原料やゼラチンの流れとなっております。

まず、一番左側に「と畜場 食鳥処理場 水産加工施設」とありますが、これらから出た皮や骨、家きん残渣、魚皮、魚鱗でございますが、これらはゼラチン等の原料として出荷されます。皮につきましては、原皮業者において真皮と表皮に分離する等の加工が行われる場合もございます。また、骨につきましては、食肉処理施設で脱骨された後、粉碎骨やオセインといった中間製品に加工された状態で流通する場合もございます。

飼料用ゼラチンを製造する事業者は、ゼラチンに利用できない部位が混入しないよう、原料収集先における分別管理に関する契約等を締結し、必要に応じて、これらの分別管理が確実に実行されていることを原料収集先に実際に行って確認いたします。この確認時に、必要に応じて地方農政局が同行して、その原料収集先における分別管理が確実に行われていることを確認いたします。これがこの図の左上の「地方農政局」と書いてあるところの下に「調査」と書いてある部分になります。

また、さきにも述べましたように、ゼラチン等の製造業者につきましては、利用可能な原料以外の動物由来たん白質と製造ラインが分離していることや、骨由来ゼラチンを製造する場合には必要な処理工程が確実にとられていることを事前に農林水産消費安全技術センター、通称FAMICが確認をし、確認済み事業者として公表しております。これがこの図の右上の「FAMIC」と書いてあるところから下に「立入検査」と書いてある部分になります。これらの工場に関しましては、FAMICが事前の審査に加えて、定期的に立入検査も行って、継続的に遵守状況を確認しております。

これらのリスク管理措置は既に行われているものではございますが、例えば原皮関連業者で今後利用不可とするシカの皮が取り扱われているような可能性がある場合は、それがゼラチン原料として混入しないよう、改めて分別管理の状況を確認してもらうことが必要となります。

以上が今般の見直しの概要となります。

資料2-1の別紙をいま一度御覧ください。評価依頼の1枚めくっていただいたところが別紙となっておりますが、別紙の「1 これまでの経緯」のところに書いてございますが、今回の見直しに関しましては、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会に意見をお伺いし、見直しによるBSEリスクが現在よりも高くなることはほとんどないか無視できるとの見解をいただいております。

さらに、本年8月に農業資材審議会に諮問いたしまして、見直しは適当と認めるとの答申をいただいております。

今の別紙の次のページの「3 今後の進め方」に書いてありますとおり、今後は、食品

安全委員会の健康影響評価の結果を踏まえ、当省においてパブリックコメントを実施した上で、必要な省令改正等の手続を行いたいと考えております。

評価依頼の内容の御説明は以上です。御審議をどうぞよろしく願いいたします。

○佐藤委員長 どうも御丁寧な説明をありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 質問させてください。

魚介類に由来する原料、先ほど魚の皮とか鱗というお話がありましたけれども、それ以外に、例えば食されないような内臓とか、そういうものは含まれないのでしょうか。

○近藤畜水産安全管理課課長補佐 現在、食品等に魚由来ゼラチンを製造している事業者への聞き取りなのですが、それによりますと、魚介類に由来するゼラチンの原料としては、ゼラチン質に富むのが魚の皮や鱗ということで、それ以外のいわゆるあら等の残渣がゼラチン質原料として流通する、あるいは使用されるということは、ないということです。

○佐藤委員長 他に御質問は。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 2点、教えてください。

1つは、先ほどもちょっと説明があったかもしれませんが、反すう動物の牛、めん羊、山羊以外のところで、シカみたいなどの皮が今度は禁止になるみたいでしたけれども、これは安全性からするとどちらでもいいような気がしたので、その辺のところをもう少し詳しく教えてほしいのと、あと、この処理のときに、長期のアルカリと書いてあるところを酸又はアルカリ処理に変えるという話でしたけれども、これは酸処理でも大体同等の効果が得られているのかということ、その2点を教えてください。

○近藤畜水産安全管理課課長補佐 まず1点目の、シカ由来のものを利用不可にするという背景でございますが、シカについては、BSEと同じプリオン病であるシカ慢性消耗性疾患の存在が知られております。先ほども少し申し上げたのですが、CWDは我が国では発生は報告されていないのですが、北米やカナダにおいては発生が報告されております。異常プリオンの蓄積が、BSEの場合ですと、中枢神経系であったり末梢神経、後はSRMとされている回腸遠位端に限局しているということとは異なって、CWDの異常プリオンは、脳や脊

髄に加えて、リンパ節や筋肉にも蓄積して、またさらに、唾液やふん尿にも感染性が検出されるという知見がございます。

したがって、シカの場合では、野生の状態でも水平感染が起こるといった知見がございます。その一方で、プリオン病としてほかの動物種にどのように伝達するかということについては、まだ十分な科学的知見が蓄積しておりません。

これらのことから、飼料規制やSRMの除去によるリスク管理措置が有効である牛やめん山羊のBSEと比べると、家畜である牛やめん山羊につきましては、と畜場におけると畜検査やBSE検査等の措置も行われておりますが、野生動物であるシカにつきましては飼料規制のようなことも不可能であることも踏まえ、また、他の動物種への感染性等に関する科学的知見が不足しているということからも、現時点では、他の反すう動物にも給与される可能性がある飼料用ゼラチンの原料として認めることは適切ではないのではないかと考えたところです。

2点目でございますが、酸処理につきましては、酸処理を行う場合であっても、長期のアルカリ処理を行う場合であっても、同等の感染性の低減効果があるということが、EFSAの報告などでも示されており、それを変更することによりリスクが増加することはないと考えております。

○姫田事務局長　つけ加えますと、先日のプリオン専門調査会で、CWD、シカ慢性消耗性疾患は、鹿以外の反すう動物に対しては、脳内接種による伝達の報告がありますが、経口投与による伝達はないと考えられています。なお、プリオン専門調査会で審議されているめん山羊の食品健康影響評価においては、現時点でCWDについては、プリオン専門調査会としては、人へのリスクは考え難いとされたところでございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

あと1つぐらい、簡潔にお願いします。

○吉田委員　輸入実態についてお伺いしたいのですけれども、今般の飼料用ゼラチンやコラーゲンの輸入に実態というのはいかがなのでしょうか。今般の見直しでそういう点も変わるのでしょうか。よろしくお願いします。

○近藤畜水産安全管理課課長補佐　先ほど申し上げましたように、飼料用ゼラチンを輸入する場合には大臣確認が必要でございますので、事前に届け出が必要でございます。現在確認を受けている飼料用ゼラチンの輸入業者が4社ございまして、実態としては、量的にはそんなに多くはなくて、豚皮由来のゼラチンを年間37 t程度輸入していると聞いております。あと、その他に、ビタミン剤やゼラチンを含む飼料添加物を輸入している事業者が10社程度あって、こちらにつきましては、聞き取りですけれども、年間380 t程度輸入し

ていると聞いております。

現行でも既に骨由来ゼラチンも使えるのですけれども、実際に輸入の実態もございませんので、今後見直しをやることによって急激に骨由来ゼラチンが増えてくるとか、そういったようなことは想定されないと考えます。ただ、食品の方で使われている魚などが今回、使えるようになりますと、そういったものに由来するゼラチン、あるいはそういったゼラチンを使った飼料添加物が今後、多少入ってくる可能性はあるかと考えております。

○吉田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、本件については、プリオン専門調査会において審議することといたします。近藤課長補佐、どうもありがとうございました。

ここで、河野大臣は御公務のために退席されます。どうもありがとうございました。

○河野大臣 ありがとうございます。

(河野大臣退室)

○佐藤委員長 続きまして、農薬6品目、農薬及び動物用医薬品1品目について、厚生労働省の山本基準審査課長から説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

○山本基準審査課長 厚生労働省基準審査課の山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料2-3に沿って御説明をさせていただきたいと思ひます。合計7品目、今回お願ひをさせていただきたいと思ひしておりますが、まず1品目め、クレトジムでございます。

1枚おめくりいただきましての資料でございますが、本品目につきましては、インポートトランス申請が寄せられております。本品目、平成25年12月に暫定基準の見直しということで健康影響評価依頼をさせていただいているところでございますが、インポートトランス申請が寄せられましたので、この件についても、あわせて評価をお願ひできればと考えております。

成分でございますが、名称はクレトジム、用途としましては除草剤でございます。

日本において農薬登録がなされておまして、適用作物は、だいたひ、かんしょ等でございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでADIが0.01 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしとされております。国際基準は、だいたひ、ばれいしょ等で設定されてお

ります。また、諸外国におきましても、主要5カ国において、たまねぎ等の作物に基準が設定されております。今回、インポートトレランス申請では、米国のホップの基準を参照しての我が国での基準設定が申請されております。

食品安全委員会での評価は、暫定基準見直しのお願いとともに、初回ということでございます。

次に、シメコナゾールでございます。本件は、農薬取締法に基づきます適用拡大の申請が寄せられております。

用途といたしましては殺菌剤でございます。

日本における登録状況でございますが、農薬登録なされておりました、適用作物が、稲、りんご、かぼちゃ等でございます。今回の適用拡大申請では、レタス、キャベツ、しょうが等への適用拡大を申請してきております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価の実績はなし、国際基準も設定されておらず、諸外国においても、主要5カ国においては基準は設定されておられません。

食品安全委員会では何度か御評価いただいておりますが、直近の平成24年にいただきました評価結果では、ADIが0.0085 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、3剤目、ニテンピラムでございます。本件につきましても、農薬取締法に基づきます適用拡大の申請が寄せられております。本剤につきまして、暫定基準の見直しに関連いたしまして、平成25年12月に健康影響評価依頼をしているところでございますので、今回の適用拡大の分についても、あわせて評価をお願いできればと考えております。

本剤でございますが、用途は殺虫剤でございますが、日本における登録状況は、登録されておりました、適用作物は、稲、トマト、りんご等でございます。今回、たまねぎへの適用拡大を申請してきております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価の実績はなし、国際基準も設定されておられません。諸外国においても、主要5カ国における基準設定はございません。

食品安全委員会での評価は初回となります。

続きまして、ピリオフェノンでございます。本件につきましても、農薬取締法に基づく適用拡大の申請が寄せられております。

用途といたしましては殺菌剤でございます。

国内で農薬登録がなされておりました、適用作物は、小麦、きゅうり等でございます。今回の適用拡大申請では、ピーマン、すいか等への適用拡大を申請してきております。

国際機関、海外での評価状況につきましては、JMPRでの毒性評価の実績はなし、国際基準の設定もございません。諸外国における基準設定でございますが、EUでは、ぶどう、えんばく、大麦に基準設定がございます。米国、カナダ、豪州、ニュージーランドにつきましては、基準の設定はないと承知しております。



食品安全委員会での評価でございますが、平成24年に評価結果をいただいております、その際には、ADIが0.091 mg/kg 体重/dayとされております。

続きまして、プロヒドロジャスモンでございます。本件につきましても、農薬取締法に基づきます適用拡大の申請が寄せられております。

用途といたしましては植物成長調整剤でございます、国内において農薬登録がなされております。現在の適用作物は、りんご、ぶどう、そして、温州みかんということでございます。今回の適用拡大の申請では、清見、それから、それ以外のかんきつへの適用拡大を申請してきております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価はございません。国際基準の設定もございません。諸外国、主要5カ国における基準もございません。

食品安全委員会でも2度ほど評価をいただいております、平成21年1月の評価結果の中では、ADIが0.14 mg/kg 体重/dayといただいております。

続きまして、プロフェノホスでございます。本件につきましては、インポートトレランス申請が寄せられております。また、平成25年3月に暫定基準の見直しで評価依頼をさせていただいておりますので、本件につきましても、今回のインポートトレランス申請に関する部分も含めて評価をお願いできればと存じます。

用途といたしましては殺虫剤でございます、国内において農薬登録がなされております。適用作物は、茶、ばれいしょ、てんさい等でございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでは、ADIが0.03 mg/kg 体重/day、ARfDが1 mg/kg 体重となっております。国際基準で、マンゴー、とうがらし、綿実等に基準が設定されております。諸外国におきましても、主要5カ国において、ここに記載しますような作物あるいは畜産物に基準が設定されております。インポートトレランス申請においては、今回、ブラジルのコーヒー豆の基準を参照しての基準の設定要請が寄せられております。

食品安全委員会での評価は初回となります。

最後に、フィプロニルでございます。本件につきましては、暫定基準見直しのための評価依頼をかつてさせていただきまして、その結果を平成26年1月にいただいております。それを踏まえまして、暫定基準見直しの作業を進めているところでございますが、基準改正に当たりましては、暫定基準以外に本基準として設定されておりますばれいしょ、さとうきび等の基準につきましても、現時点の国際基準を踏まえた検討あるいは改正が必要と考えております、この本基準の分につきましても、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づきます食品健康影響評価を今回お願いするものでございます。

用途といたしましては殺虫剤でございます。

日本における登録の状況でございますが、農薬登録がなされておまして、適用作物は、稲、さとうきび、はくさい等でございます。また、本剤につきましては、外国では動物用医薬品の用途も存在するようでございますが、我が国においては、動物用医薬品としては

承認されていないという状況でございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでは、ADIが0.0002 mg/kg 体重/day、ARfDが0.003 mg/kg 体重となっております。JECFAでの毒性評価はございません。国際基準でございますが、小麦、ばれいしょ、てんさい、畜産物等に設定されております。また、諸外国におきましても、米国、EU、豪州、ニュージーランドにつきましては、資料に記載しますような作物等に設定がなされております。

食品安全委員会では、先ほども申し上げましたように、平成26年1月に評価結果をいただいております。その中では、ADIが0.00019 mg/kg 体重/dayとされております。

なお、今回、先ほども申し上げましたように、本基準が設定されているばれいしょやさとうきび等の基準を、現時点の国際基準を踏まえまして検討するために評価依頼をお願いするものでございますが、平成26年にいただきました評価結果ではADIのみでございます。一方、JMPRではARfDも設定されておりますので、この機会にぜひARfDの設定もお願いしたいと考えておまして、農薬抄録あるいは試験報告書等を改めて提出させていただいております。

最後に、別添2、最後のページでございますが、評価依頼が2回目以降の剤に関しまして、新しい追加データを出しているもののリストでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 2つ教えてほしいのですけれども、1つがプロヒドロジヤスモンというもので、これは植物成長調整剤ということですのでけれども、その下の日本における登録状況のところ「今回、かんきつ（温州みかん、清見を除く）及び清見への適用拡大申請」と書いてあるのですが、これは、例えば、かんきつ（温州みかん）を除くというのとは違うのかということが1点。

もう一つは、その隣のページのプロフェノホスというもので、この作用機構のところ、アセチルコリンエステラーゼ阻害以外に異質の作用を持つことがと書いてあるのですけれども、この異質の作用というのが具体的にもし分かっているのであれば、教えていただけますでしょうか。

○山本基準審査課長 まず1点目のかんきつの記載、あるいは清見の記載でございますが、清見も温州みかんもかんきつの範疇ではございますが、まず、温州みかんについては、現在、適用があるということ。それから、農薬登録の拡大申請の使用条件で、清見とそれ以外のかんきつで使用条件が違うということで、それで書き分けをさせていただいております。

す。

それから、2点目のお尋ねのプロフェノホスの異質の作用性というところでございますが、済みません、今、手元で確たるところが出ませんので、後ほど事務局に必要な御説明を提出させていただきたいと思えます。

○村田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。他に何か。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 ささいなことなのですが、プロヒドロジャスモンのところは、これはいずれの幾何異性体も混じっているということでもいいのですね。といいますのは、左下のところと右のところ、表記上は同じものになっているのですが、多分、左下の方が「1S,2R」の間違いだと思うのです。多分そういうことでもいいのだと思えますが、要は確認だけです。

○山本基準審査課長 混ざっているということプラス、先生が今、御指摘のとおり、多分表記の間違いだと思えますが、確認して、改めて資料を提出したいと思えます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 物質が何かははっきりしないと、評価もなかなか難しいことがございますので、よろしく願いいたします。

他に御質問はよろしいですか。

それでは、ただ今、厚生労働省から御説明いただいたもののうち、農薬「シメコナゾール」「ピリオフェノン」「プロヒドロジャスモン」、農薬及び動物用医薬品「フィプロニル」の4品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、これら4品目に関し、試験成績等が追加提出されておりますので、同じく委員会決定1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明並びに今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、御説明をさせていただきたいと思えます。

○吉田委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「シメコナゾール」「ピリオフェノン」「プロヒドロジャスモン」につきましては、試験成績としては作物残留試験のみの結果が追加されているため、既存の評価結果に影響

を及ぼすとは認められないと考えられます。しかし、農薬専門調査会におきましては急性参照用量の設定が進められておりますので、今回の評価要請を行うとともに、急性参照用量の設定を含めまして、農薬専門調査会で調査審議を行うということにはいかがでしょうか。

また、農薬及び動物用医薬品「フィプロニル」につきましては、先ほど厚生労働省から御説明いただきましたように、急性参照用量の設定も含めまして、農薬専門調査会で調査審議を行うということにはいかがでしょうか。

最後ですが、農薬「クレトジム」につきましては平成25年12月16日に、農薬「ニテンピラム」につきましては平成26年1月7日、農薬「プロフェノホス」につきましては平成25年3月18日に、それぞれ食品安全委員会において評価要請の説明がなされたところです。

いずれにつきましても、農薬専門調査会が担当の専門調査会でありますことから、あわせて農薬専門調査会で審議をしてはいかがでしょうか。このように考えております。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今のお説明によれば、今回、評価要請のあった農薬6品目は、全て農薬専門調査会で調査審議するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 また、農薬及び動物用医薬品「フィプロニル」につきましては、農薬専門調査会に調査審議させることとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において審議を行うかどうかを改めて検討して決定するということがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 山本課長、どうもありがとうございます。

続きまして、肥料取締法第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正について、農林水産省の瀬川農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○瀬川農産安全管理課長 農林水産省消費・安全局農産安全管理課の瀬川です。よろしくお願いたします。

私からは、普通肥料の公定規格の改正に係る評価依頼について説明をさせていただきます。資料2-1の6枚目を御覧いただきたいと思います。5枚めくっていただきまして、6枚目に食品健康影響評価の依頼文がついております。

それから、関連の資料としまして、資料2-4に「普通肥料の公定規格の改正に係る食

品健康影響評価について」ということで、表裏1枚の資料がついております。この2つの資料を御覧ください。

まず私から、今回の評価依頼の内容について、資料2-1の6枚目を使いまして説明をさせていただきます。

今回、肥料取締法に基づき定められた普通肥料の公定規格のうち、混合汚泥複合肥料について使用できる原料を一部追加するという改正を考えております。具体的に言いますと、特殊肥料に指定されている動物の排せつ物の燃焼灰、このうち鶏ふん燃焼灰を新たに追加させていただくということ。それから2番目に、既に使用が認められている原料、し尿処理施設由来の汚泥発酵肥料、これは既に使用が認められておりますが、これに家畜ふん尿処理施設由来の汚泥発酵肥料を追加するというところでございます。

なお、家畜ふん尿処理施設由来の汚泥発酵肥料、ここに正式に書いてございますが「動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したものを堆積又はかくはんし、腐熟させたもの」というのが正確な定義になっております。

それでは、資料2-4に基づきまして、若干の補足説明をつけ加えさせていただきます。

まず「経緯」に書いてございますが、肥料取締法に基づきまして定められている普通肥料の公定規格については、肥料の種類ごとに含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量などが定められております。

本件は、今、申し上げましたとおり、特殊肥料に指定され、既に流通し使用されている鶏ふん燃焼灰と、普通肥料として既に流通し使用されているいわゆる家畜ふん尿処理施設由来の汚泥発酵肥料を混合汚泥複合肥料の原料に追加するものであります。

この肥料は、公定規格にあります類似の肥料と同等の肥料の効果が認められております。また、植物等にとって安全性も確認されていますことから、公定規格のうち、原料の定義を一部改正するというところでございまして、含有すべき主成分の最小量又は最大量、あるいは含有を許される植物にとっての有害成分の最大量などにつきましては、変更を考えておりません。

なお、今回追加する2つの原料でございまして、既に単体での使用が認められているものであり、また、ほ場レベルにおきましては、農家の方が実際には混合汚泥複合肥料のそのほかの原料とまぜて使用している実績もあります。このため、今回の公定規格の改正を受けて生産される肥料を使用したとしても、既にほ場において使用されている実態とは変化がないものと考えております。

最後に「今後の方針」でございまして、今後につきましては、食品安全委員会の回答を受けました後、公定規格の告示の改正に係る所要の手續を農林水産省で進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ただ今の農林水産省からの説明を踏まえますと、本件については、既に使用が認められている特殊肥料及び普通肥料を、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料の原料として混合し、当該混合物を造粒もしくは成形したものの使用を認めるものと考えられます。当品目は、現在ほ場において、他の当該普通肥料の原料とまぜて使用されている実態と比べても人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められると考えられますので、その旨を農林水産大臣に通知するということよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

瀬川課長、どうもありがとうございました。

#### (4) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○小森総務課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週10月27日火曜日14時から開催を予定しております。

また、21日水曜日「遺伝子組換え食品等専門調査会」が14時から公開で、14時30分からは非公開で、22日木曜日10時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で、来週26日月曜日14時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第581回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。